

宇都宮市自治会連合会ホームページリニューアル業務  
公募型プロポーザル募集要領

## 1 業務目的

すべての市民に魅力的な自治会情報を提供することで、自治会加入世帯はもとより自治会未加入世帯の誰もが自治会に興味・関心を持てるよう宇都宮市自治会連合会ホームページを時代に即したデザイン・内容・システム等に見直すことで、より分かり易く使いやすいサイトにリニューアルし自治会加入促進を図るもの。

## 2 提案書を募集する業務の概要

### (1) 委託業務名

宇都宮市自治会連合会ホームページリニューアル業務委託

### (2) 業務内容

別添に定める「宇都宮市自治会連合会ホームページリニューアル業務公募型プロポーザル仕様書」のとおり

### (3) 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

### (4) 企画提案上限額（消費税額及び地方消費税額を含む。）

2,500千円

※この金額は予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すため、参考として業務履行に要する経費として示すものである。

※この金額を超えた見積書が提出された場合は「失格」とし、提案の評価は行わない。

### (5) 選定方法

契約の性質または目的が競争入札に適しないため、随意契約を前提とした「公募型プロポーザル方式」により、本件に係るプロポーザル審査委員会において審査を実施し、随意契約の候補者を選定する。

### (6) 公募方法

宇都宮市自治会連合会ホームページ（<http://www.ujiren.com>）に実施について掲載し、提案を公募する。

## 3 審査委員の設置

別途定める「宇都宮市自治会連合会ホームページリニューアル業務公募型プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置する。

## 4 契約相手方の決定方法

企画提案者から提出された企画提案書と企画提案者（以下、「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催する。

審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定する。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、選定後には、候補者と宇都宮市自治会連合会（以下「宇自連」という。）は企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と整理（以下「交渉」という。）を行う。この交渉が整ったときは、随意契約の手続きに進む。14日以内（土日・祝日を除く）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者と交渉を行うものとする。

## 5 参加要件

参加者の資格要件は次のとおりとする。

- (1) 宇都宮市内に事業所（本店又は営業所等）を置くものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に帰属するもの）又は暴力団員の密接関係者（栃木県暴力団排除条例施行規則第3条に規定するもの）が、役員就任や経営関与していない団体等であること。
- (4) 国税及び県税、市町村税を滞納していない団体等であること。
- (5) 消費税及び地方消費税を滞納していない団体であること。
- (6) 政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと。
- (7) 提案するホームページシステム（CMS）について運用実績を有すること。

## 6 応募申込

### (1) 実施要領、応募様式等の入手方法

宇自連事務局に用意する。

### (2) 質問受付

質問については、次の通り「質問書」を作成し提出すること（口頭での回答は受け付けない）。ただし、質問は仕様書等に関するものに限ることとし、評価基準の配点等、審査に支障をきたすものは受け付けない。

- ① 提出書類 質問書（様式1）
- ② 提出期限 令和7年8月19日（火）午後5時（必着）
- ③ 提出場所 宇都宮市役所10階 自治会連合会 事務局  
E-mail:Utsunomiya-jichiren@ujiren.com
- ④ 提出者 本事業への応募を希望するもの
- ⑤ 提出方法 電子メールにより提出することとし、複数回にならないよう、まとめて提出すること。電子メール以外の方法による提出は認めない。
- ⑥ 回答 質問に対する回答は、令和7年8月25日（月）までにメールにて回答する。

### (3) 参加申請

本事業への参加を希望する者は、次の通り「参加申請書」を提出すること。

- ① 提出書類 参加申請書（様式2）
- ② 提出方法 直接持参又は郵便にて提出すること。なお、郵送の場合は送付後に電話連絡をお願いします。
- ③ 提出場所 〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号  
宇都宮市役所内 宇都宮市自治会連合会（市役所本庁舎10階）  
TEL/Fax：028-632-2289

## 7 企画提案書の作成

別途定める「宇都宮市自治会連合会ホームページリニューアル業務公募型プロポーザル企画提案書作成要領」のとおり。

## 8 審査

別途定める「宇都宮市自治会連合会ホームページリニューアル業務公募型プロポーザル審査要領」のとおり。

## 9 審査結果

審査結果は、令和7年9月中旬～下旬に参加者全員に書面で通知する。

## 10 スケジュール（予定であり、スケジュールは変更する場合があります。）

日付	内容
令和7年8月8日（金）	公募の開始
令和7年8月8日（金）～ 令和7年8月15日（金）	仕様書等配付期間
令和7年8月8日（金）～ 令和7年8月19日（火）	質問書の提出期限（午後5時必着）
令和7年8月25日（月）	質問書に対する回答期限
令和7年8月28日（木）	参加申請書の提出期限（午後5時必着）
令和7年9月12日（金）	企画提案書・見積書の提出期限（午後5時必着）
令和7年9月17日（水）	提案に係るプレゼンテーション審査の実施
令和7年9月中旬～下旬	審査結果通知、契約締結・業務開始

## 11 提出書類の取り扱い

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写（宇自連及び審査委員会での使用に限る。）する。
- (3) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはない。
- (4) 提出された企画提案書は、開示請求があった場合には原則開示する。なお、事業を営むうえで、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示とする。

## 12 その他

- (1) 当プロポーザル参加を辞退することによって、今後の宇自連との契約等について不利益な取り扱いをするものではない。
- (2) 企画提案に要するすべての費用は提案者の負担とする。
- (3) 次の各号に該当した場合は、提案者は失格になる場合がある。
  - ① 提出書類に不備があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
  - ② 審査委員、宇自連職員または当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
  - ③ プロポーザルの手続きの過程で、栃木県の暴力団の排除に関する規定に掲げる排除措置対象者に該当すると判明した場合
  - ④ 社会通念上、契約にふさわしくないと考えられる事態が生じた場合

## 13 問い合わせ先

〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号  
宇都宮市役所内 宇都宮市自治会連合会（市役所本庁舎10階）  
TEL/Fax：028-632-2289  
E-mail:Utsunomiya-jichiren@ujiren.com